

北区選出の兵藤しんいちでございます。吉田孝雄議員、かわしま優子議員とともに、公明党京都市会議員団を代表し質問いたします。市長ならびに関係理事者の皆様におかれましては、どうか誠意あるご答弁をお願いいたします。なお、質問に入らせていただく前に、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々へご冥福をお祈り申し上げますとともに、保健・医療・介護関係者をはじめ対応にご尽力されているすべての皆様へこの場をお借りして心から感謝を申し上げます。

まずははじめに、聴覚障がい児への支援についてお伺いいたします。

厚生労働省では、昨年3月より「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」を立ち上げ、同年6月にはその提言がまとめられ報告されています。難聴は、早期に発見し適切な支援が行なわれた場合には、有効な音声言語の発達を促すことが認められており、難聴児及びその家族に対して、都道府県及び市区町村の保健、医療、福祉及び教育に関する部局や医療機関等の関係機関が連携して支援を行うことが大切とされています。この報告の中では、新生児期から乳幼児期、学齢期まで切れ目なく支援していく連携体制を整備することが重要であるとともに、日本のどこに住んでいても支援を受けることができる必要があるとしています。そのような中、本市では、本年4月1日より新生児の聴覚検査費用助成事業が始まり、まずは難聴児支援の充実に向けた新たな一歩が進められました。大変喜ばしく思っております。近年、医療技術の進歩により、言語習得期前後の年齢1歳以上且つ体重8kg以上の小児への人工内耳の手術が可能となっております。人工内耳は、補聴器とは違い幼少期に生に近い声や音を記憶にとどめることができるとされており、保護者の声や身の回りにある自然の音などを覚えておいてほしいことから人工内耳を入れることを希望される保護者が多いと云われています。また、日本耳鼻咽喉科学会によると、言語習得期以後に失聴となり補聴器の効果が十分でない高度難聴と確認された後でも、獲得した言語を保持し失わないために人工内耳を早期に検討することは望ましいとも云われています。しかしながら、手術をはじめ維持費が高額であるために悩まれる保護者も多くおられるのが現状です。人工内耳の手術と装置自体は医師の診断により保険適用となります。術後の維持管理のための部品には保険適用がなく、実費となってしまいます。今年度から人工内耳の修理における費用については『補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準』により補装具費支給項目が新設されました。上限は3万円に限定されています。現状、人工内耳のメーカーは国内ではなく、海外3社のみで価格競争もありません。概算では電池1個で約1万8000円程かかり且つ半年から1~2年で交換が必要です。また、充電サイクルに支障があるため、充電器も3万円程のものを数年で買い換える必要があります。これら経済的負担を軽減するため、全国で人工内耳の助成等を行っている自治体は、現時点で200以上あると聞いております。京都府内では、長岡京市が2018年4月から、18歳までの子どもを対象に体外装置の買い換えや電池交換費などに対する一部助成を開始しています。また、他の政令市においては、静岡市、浜松市、名古屋市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、熊本市、福岡市などが、それぞれ助成事業を実施しております。

これら人工内耳の助成を望まれている声は多く上がっており、本市でも人工内耳装着の小児難聴の子どもへの助成制度の創設が必要と考えますが、如何でしょうか。

次に、ひとり親家庭の貧困対策についてお伺いいたします。

昨年12月、最高裁判所司法研修所では、昨今の社会生活水準に鑑み、離婚訴訟などで子の養育費を計算する目安として使われる「養育費算定表」を16年ぶりに改定いたしました。ひとり親世帯の生

活困窮を踏まえ全体として養育費が増額された訳であります。しかしながら、実態としてDVからの離脱や配偶者の音信不通など、離婚の状況によっては養育費を受け取れず、生活が困窮しているひとり親世帯が多くあることも事実です。厚生労働省の2016年の調査では、ひとり親世帯の親の平均就労所得が、父子世帯で398万円、母子世帯で200万円と、特に母子世帯の収入が低く、生活が困窮しがちであることを物語っております。同じ調査では養育費を受け取っている母子世帯がわずか24.3%であることも明らかとなっており、大人が一人で子どもを育てる世帯の約半数が貧困水準にあるとの調査結果も出ております。児童扶養手当やセーフティーネットとしての生活保護の社会保障もありますが、これら養育費不払いの状況が近年問題となっている子どもの貧困問題の要因となっていることは明白であり、看過できない状況であると云えます。このような中、養育費の支払いに向けて自治体が支援を行う例が増えてきております。兵庫県明石市では、2014年から養育費に関する支援制度を導入しており、2018年には民間との連携による養育費の立替・回収制度を実施。今年度は養育費の取り決めや調停調書・公正証書の作成などのサポート事業も始めております。その他にも政令市では、大阪市、神戸市、福岡市、仙台市などが実施。政令市以外では東京豊島区、千葉県船橋市、神奈川県横須賀市、愛知県知立市、滋賀県湖南市などが、何らかの形で養育費に関する支援を実施しております。本市では、1982年の母子福祉センターに始まり、現在のひとり親家庭支援センター「ゆめあす」に至るまで、一貫してひとり親家庭の支援を実施され、無料の法律相談や養育費・面会等への相談を行なってこられました。その甲斐もあって、本市における母子世帯の養育費支払い率は36.2%と全国平均よりも上回っております。しかしながら、ひとり親が離婚に至る過程の中で、養育費を得るまでには様々な手続きを経る必要もあり、その負担は想像以上に大きいものです。そこで、子どもやひとり親家庭の貧困問題を解消するためにも、まずは、これら離婚・養育費問題が発生する初期の段階から寄り添い型の相談と支援を受けられ、養育費の取り決めから回収までをサポートするワンストップ機能が本市にも必要と思われますが、お考えをお聞かせください。

次に動物愛護事業の拡充についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症により外出を控える人々も多い中、高齢者も同様に外出を控えておられる方も多いことと思われます。そのような中、独り暮らしの高齢者にとって、ペットである動物が唯一の家族として一緒に暮らしていることも多く見受けられます。普段は問題なく飼育できても、飼い主である高齢者が病気入院や要介護となった場合に、一時的に動物の世話をする人に困るという事態に陥ります。親戚や友人・知人に頼める場合は問題ありませんが、まったくの天涯孤独であった場合に、行き場のなくなった動物の問題が発生いたします。私自身、介護福祉の現場で働いていた時代に、独り暮らしの高齢者が入院や施設へ短期入所する際に動物の世話をする人が見つからずに困ったことがあります。結局、介護現場の人が世話をしたり、預かる人を探すなどの負担を強いられることとなり、場合によっては殺処分にも繋がってしまいます。本市では、「京都市動物愛護行動計画」を2009年4月に策定し、2016年3月の改定を経て今日まで取り組んでこられましたが、来年4月には次期改定計画の策定も予定されております。その計画の目標達成の具体的取組の中に「独居高齢者対策」も盛り込まれる予定であると伺っております。

そこで、この機会に、独居高齢者が入院や施設入所など、やむを得ない事情等により一定期間、犬・猫など、飼っている動物の面倒が見られないような場合に、これを預けられるシステムの構築について、御検討いただけないでしょうか。これは、むしろ高齢者福祉、独居高齢者のQOLの問題にもなるかもしれません、まず、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等の介護関係者からも

ヒアリングを行うなど、独居高齢者のペット飼養の実態や一時預かりのニーズについて把握していただき、動物愛護団体やボランティア、また、ペットホテルやペットシッター等の民間事業者などのマッチングを行うことで、使い勝手の良いサービスの枠組みを構築できるのではないかと考えますが、如何でしょうか。

続いて動物愛護に関して、野良猫対策についてもお聞きいたします。

本市では、野良猫を減らすことを目的に2010年から「まちねこ活動支援事業」を制度化され、これまで多くの野良猫を不幸な状態から救いながら数を増やさないための取組をされてこられました。2015年3月には「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」も制定され、本市としても府市協調による京都動物愛護センター事業をはじめとして、人と動物の共生する社会の実現に向けて、鋭意取り組んで来られたことと思います。本来、猫は家で飼い愛護するのが正しい姿ですが、それができない場合の方策として、野良猫を減らすことを目的に、野良猫を捕獲し避妊去勢手術を行なった上で元の場所に戻す活動、いわゆるTNR活動があり、本市においても、自らの費用や慈善団体の援助で手術の費用を賄いながら取り組んでいる方々がおられます。しかしながら、野良猫には不適切な給餌やふん尿被害などの問題もあることから、これらの問題も併せて解決できるよう、本市では、地域住民の理解と協力のもと、ルールに基づく適正な管理を継続的に実施していただく「まちねこ活動」の制度を設け、登録された地域に対して、無料の避妊去勢手術の実施などの支援を行っています。「まちねこ活動」は、市内各地域で取り組まれ、着実な成果を挙げてきたところですが、一方、要件が整わず、登録に至らないため、野良猫対策がなかなか進められないという声も伺っております。そこで、「まちねこ活動」以前の段階において、避妊去勢手術をはじめ、野良猫対策に取り組もうとする方々を支援し、最終的に「まちねこ活動」の登録が受けられるようにしていく取組も必要ではないかと考えます。昨年6月動物愛護法が改正され、2022年には犬・猫へのマイクロチップの義務化も施行されることとなり、ますます、動物を正しく愛護し飼育することが大切となってまいります。本市が今まで以上に人と動物の共生が進んだ社会となることを願っております。それらを踏まえてのお考えをお聞かせください。

最後に、魅力ある夜間景観づくりに向けた取組についてお伺いいたします。

近年、身の回りの照明器具は、環境面から消費電力の少ないLEDへと切り替えが進んでおります。特に、市内の街灯はかなりの割合でLED化が進んでおりますが、色温度を示すケルビン数が5000Kから7000Kという、昼間の太陽光とほぼ同じ光となっております。これらは農作物や昆虫などの動植物に影響があるとも云われており、特にこの白い光は夜空へ影響を及ぼし、光の公害といわれる「光害」の原因ともなっております。本市では、2006年11月の「時を超えて輝く京都の景観づくり審議会」の答申に基づく屋外広告物の規制により、夜間の雑然とした広告照明や看板照明をなくしてきたところですが、現在は、新景観政策のさらなる進化として、魅力ある夜間の景観づくりに向けた指針を作成されていると伺っております。昨年9月から本年2月にかけては、それに向けた取組として市内5か所で社会実験も実施されており、それらの結果を踏まえての指針づくりと理解しております。この実験の中では、西陣地域と円山公園において、LEDの街灯を白色から電球色に変更するフィルターを設置しておりました。実は、色温度を3000K以下の電球色にすることは、光害に対しても有効であり、京都らしい夜間の景観を醸し出すとともに、星空にも優しいまちづくりができることにも繋がります。今や京都市内中心部と周辺の空は、天の川はおろか星座の

形や場所によっては月さえも見えにくい夜空となっていました。私は、星空案内人・星のソムリエとしてのボランティア活動もしておりますが、京都が 10 年先 20 年先 100 年先までも、美しい星空を眺められる都であることを強く願っております。本年 6 月、日本政策投資銀行と日本交通公社が行なったインターネット調査では、新型コロナウイルス感染症が終息した暁には、行きたい国の第 1 位に日本が選ばれました。私自身はその中でも特に京都に来ていただけるものだと確信いたしております。ポストコロナ社会を見据え、未来まで続く魅力ある京都をぜひ築いていただきたいと思います。例えば、北区にある船岡山公園は、西陣を中心とした地域活性化ビジョンの一つとして頂上にある桜等の樹木の整備を行い、新たな観光スポットとして位置付けられておりますが、昨年は、インターバル速歩のコースも完成し、地域の人々にとって朝のラジオ体操等も含め健康づくりにも使われている場所でもあります。実はこの公園は、頂上から「カノープス」という南国でしかあまり見ることのできない星が見られる貴重な場所でもあります。冬から春にかけて南の地平線ぎりぎりにしか見えないこの星を見ると「長生きができる」との言い伝えもあり、まさに船岡山にふさわしいものであります。この船岡山も夜間景観づくりの一環として、昼も良し夜も良しの船岡山公園との位置づけにしていただきたい。現在のコロナ禍において、3 密を防ぎながら観光できる場所としても有意義ではないでしょうか。本市は、天体物理学者でもあるミュージシャンのブライアン・メイ氏も来訪したことのある京都大学花山天文台をはじめ、近年研究成果をあげている京都産業大学神山天文台、そして、本年 10 月 10 日に最新鋭プラネタリウムがリニューアルオープンする予定の京都市青少年科学センターなど、天文分野の文化の振興でも秀でております。

そこでお聞きいたします。魅力ある夜間の景観づくりの指針の策定にあたり、環境省の光害対策ガイドラインや IDA：国際ダークスカイ協会の基準等も踏まえた光害に配慮した照明により、京都の美しい夜間景観とともに美しい夜空も取り戻していただきたいと考えますが、本市のお考えをお聞かせください。

以上を持ちまして、私の質問を終わります。

ご清聴、ありがとうございました。